

さいたま市動物愛護推進協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の規定に基づき設置する、さいたま市動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) さいたま市動物愛護推進員の委嘱に関すること
- (2) さいたま市動物愛護推進員の活動に対する支援に関すること
- (3) 動物愛護管理行政を推進するための意見交換及び協議調整に関すること
- (4) 前3号の目的を達成するための必要な事業に関すること

(構成)

第3条 協議会の委員の定数は、8人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として、通算3期までとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会において互選する。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会長の職務代理)

第6条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の改選により会長及び副会長が欠けている場合においては、事務局が協議会を招集し、第5条に基づき会長及び副会長の選出を行う。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開とする。ただし、当該会議の全部又は一部を公開しないこととする場合は、当該会議に諮るものとする。

2 前項に基づき公開となった協議会の傍聴は5名までとする。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(さいたま市・不幸な犬・猫を増やさないための準備会議設置要領の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、さいたま市・不幸な犬・猫を増やさないための準備会議設置要領は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。